

摂津市議会

# 議会運営委員会記録

令和5年4月28日

摂津市議会

## 議会運営委員会記録

### 1. 会議日時

令和5年4月28日（金） 午前10時 開会  
午前10時18分 閉会

### 1. 場所

第一委員会室

### 1. 出席委員

委員長 村上英明 副委員長 松本暁彦 委員 安藤 薫  
委員 西谷知美 委員 塚本 崇  
議長 福住礼子 副議長 光好博幸  
議員 森西 正

### 1. 欠席委員

なし

### 1. 出席した議会事務局職員

事務局長 荒井陽子 同局次長 大西健一  
同局次長代理 香山叔彦 同局書記 瀨野 淳

### 1. 案件

- ・ 請願・陳情者に対する説明機会の付与について
- ・ 本会議及び委員会における5月8日以降のコロナ対策について

(午前10時 開会)

○村上英明委員長 議会運営委員会を開会します。

本日の委員会記録署名委員は、塚本委員を指名します。

まず最初に、請願・陳情者に対する説明機会の付与についてです。本件については、事務局から資料の説明を受けた後、質疑をお伺いし、協議・決定してまいりたいと思います。それでは、事務局より説明をお願いします。

濱野副主査。

○濱野事務局副主査 請願・陳情者に対する説明機会の付与について、お手元の資料に基づいてご説明いたします。

まず、説明資料1をご覧ください。こちらはこれまでご協議いただいた内容を一覽にまとめたものです。この内容に沿って要綱案を作成しております。

次に、要綱案についてご説明いたしますので、説明資料2をご覧ください。

第1条が「趣旨」について規定しています。

第2条は「趣旨説明」について規定しています。請願者が趣旨説明を希望される場合は、付託された各委員会で、陳情者が趣旨説明を希望される場合は、定例会前の議会運営委員会で趣旨説明を行っていただきます。なお、趣旨説明ができるのは、請願者及び意見書の提出を求める陳情者となります。

第3条は趣旨説明の申出について規定しています。趣旨説明の機会を設ける場合の請願書・陳情書の提出期限は定例会前の議会運営委員会の土、日、祝日を除いた5日前です。ここまでに提出されたものは事務局より請願者・陳情者への趣旨説明の意思を確認します。趣旨説明を希望される場

合は様式第1号の「趣旨説明申出書」を提出していただきます。なお、定例会前の議会運営委員会以降に請願書を提出された場合は、閉会中の継続審査となり、閉会中に審査される所管の委員会で趣旨説明の機会を設けます。

第4条は「請願者等への通知」について規定しています。請願については、定例会前の議会運営委員会で取り扱いが決まりましたら、様式第2号の「趣旨説明通知書」にて日時と委員会名を通知します。陳情については、趣旨説明の意思を確認後、様式第2号の「趣旨説明通知書」にて日時と委員会名を通知します。

第5条は「趣旨説明の方法」について規定しています。趣旨説明は、請願または陳情の審査の冒頭に行います。趣旨説明を行えるのは、趣旨説明申出書に記載のある3名までです。趣旨説明の時間は、請願等1件につき10分以内です。付託委員会及び議会運営委員会の委員は趣旨説明者に対し、質疑を行うことができます。請願者等からの質疑は原則できませんが、委員長が認める場合はこの限りではありません。趣旨説明終了後は退席いただくか、傍聴席へ移動していただきます。

第6条は「制限」についてです。趣旨説明者は、請願書等に記載されている内容の範囲を超えて発言することはできません。また、委員長は、趣旨説明者に不穏等な言動があるときは、説明を制止し、または退席させることができます。

第7条は「結果報告」について規定しています。議決された請願書等については、趣旨説明者に対し、結果を文書で通知します。

第8条は「その他」について規定しています。この要綱に定めるもののほか、必要

な事項は、議会運営委員会で決定するものとします。

要綱の説明は以上です。

次にお手元の説明資料3をご覧ください。

本資料は、6月の定例会で実施した場合のスケジュールを記載しております。1枚目の請願につきまして、趣旨説明を希望される場合の提出期限は5月30日となります。ここまでに提出された請願書については、事務局より趣旨説明の意思確認を行い、趣旨説明を希望される場合は、付託委員会で趣旨説明の機会を設けます。結果については、定例会終了後、申出者に対し、文書で通知します。

次に、2枚目の陳情につきまして、提出期限は請願と同じく5月30日となります。請願と同じく、趣旨説明の意思確認を行い、希望される方は、6月6日の議会運営委員会で趣旨説明の機会を設けます。なお、意見書の態度表明については従来通り、6月22日の議会運営委員会で行っていただきます。結果について、本会議に上程された場合は、定例会終了後申出者に対し、文書で通知します。なお、本会議に上程されなかったものについては、申出者への通知は行いません。

以上、説明とさせていただきます。

○村上英明委員長 説明が終わりました。質問があればお受けします。

塚本委員。

○塚本崇委員 まず、今の案に対してです。説明資料2の部分で、趣旨説明申出書のところ。住所・氏名等を記載される部分の範囲、どう捉えているのか。要はどこの人でもいいのか、本市内に限ってしまうのか。

○村上英明委員長 1点でよろしいです

か。

塚本委員。

○塚本崇委員 それと趣旨説明時間は委員からの質問等も含めの10分なのかどうか。

以上です。

○村上英明委員長 大西局次長。

○大西事務局次長 1点目でございます。申出者の考え方につきましては、市内の方という限りではなく、市外の方であっても、どこに住まわれていても受付をさせていただきます。現在も市外の方から陳情をいただいております。従前どおりと考えております。

2点目でございます。質問時間についてです。請願・陳情等の方が趣旨説明をされる時間が、10分と考えております。そののちに質疑を受け付けますので、その部分の時間は合算をしていないとご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○村上英明委員長 塚本委員。

○塚本崇委員 おおよそ理解いたしました。

あと、要望です。市外の方も含まれ、先般の議会でも議決しました個人情報保護条例にかかってくる部分だと思っておりますので、この取扱いについては重々、注意を払っていただきたい。

以上です。

○村上委員長 これまで議会運営委員会で説明資料1の1番から7番までをそれぞれ協議をいただいて、1個ずつ集約させていただいたものを今回、お示しさせていただいている前提で発言等も含めてお願いしたい。ほかにございますでしょうか。

安藤委員。

○安藤薫委員 説明資料1の6番目で、趣旨説明者からの質疑は委員に対しての質

疑になると思うんですが、原則行わないと。ただし、委員長の判断により認められる場合があるということです。但し書きの部分で、議論をする上ではどうしても必要な場合、委員長が判断して認めるということで理解しておいてよろしいのでしょうか。確認しておきたい。

○村上英明委員長 大西局次長。

○大西事務局次長 今おっしゃっていたとおりの、どれがだめ、どれがいいというのは、その場のケースバイケースと考えております。そこは各委員長にご判断を委ねたいと思っております。

以上でございます。

○村上英明委員長 安藤委員、それでよろしいですか。

○安藤薫委員 はい。

○村上英明委員長 ほかにございますか。松本副委員長。

○松本暁彦委員 1点だけ。これは事務局に対する要望です。様式で申出書と趣旨説明通知書も作っていただいております。要綱の最後、結果報告で、議決されたときは趣旨説明者に対し、結果を文書で通知しますと書いてあります。結果報告通知のフォーマットも作られて規定されたらいいのではないかと思いました。

以上です。

○村上英明委員長 大西局次長。

○大西事務局次長 松本委員からのご質問の結果の通知書でございます。様式を要綱の中でと考えております。

今日、お示しできておりませんので、それにつきましては、こちらで検討して後日、議会運営委員会の委員の皆様、事務局が説明にまいりたいと考えております。

以上でございます。

○村上英明委員長 松本副委員長よろし

いでしょうか。

○松本暁彦委員 はい。

○村上英明委員長 ほかにございますか。

それではないようですので、第2回定例会のスケジュールに間に合うように進めていただきたいと思います。これで決定をさせていただきます。よろしく申し上げます。

次に、本会議及び委員会における5月8日以降のコロナ対策についてです。まず、事務局より執行部の対応について、説明をお願いします。

荒井事務局長。

○荒井事務局長 それでは、本会議及び委員会における5月8日以降のコロナ対策を決定するにあたり、執行部の方針につきまして説明させていただきます。

お配りしました、4月24日開催の令和5年度第1回摂津市新型コロナウイルス対策本部会議決定事項の資料をご覧ください。

5月8日から、新型コロナウイルス感染症の法的位置づけが5類感染症へと変更されることに伴い、感染防止対策を変更するものでございます。

それでは、資料1をご覧ください。

5月8日以降の市民向けの対応について説明します。

一つ目のマスクの着用につきましては、現行同様、個人の判断に委ねるとしております。

二つ目と三つ目、正面玄関等に設置している検温器と消毒液につきましては、撤去するとしております。ただし、消毒液につきましては、すでに購入済みである場合に限り、各課窓口等に設置することは差し支えないとでございます。

四つ目の各課の窓口に設置しているパ

ーションにつきましては、令和6年3月31日まで継続して設置するとしております。期間設定の根拠としては、新型コロナウイルスワクチンの接種を公費で実施している期間とのことでありますが、感染状況により、この期間は延長される場合があるため、期限を切り、今年度いっぱいにするとのことでございます。

五つ目のホームページでの情報提供につきましては、関連する情報を集約して公開している現在の形で、一定期間継続することとなっております。

続きまして、資料2をご覧ください。

職員向けの対応について説明いたします。判断するにあたっては、摂津市産業医の助言をいただいているとのことでございます。

一つ目、マスクの着用につきましては、個人の判断に委ねることとなります。

二つ目と三つ目、地下1階と食堂に設置している検温器と消毒液につきましては、撤去となります。ただし、風邪症状がある場合は自宅で検温するものとし、消毒液につきましては、市民向けと同様に、在庫限りとしております。

四つ目と五つ目、職員デスク及び食堂に設置しているパーテーションにつきましては、撤去となります。ただし、食堂の一部スペースにのみ設置することにつきまして、現在、人事課で検討中とのことでございます。

なお、摂津市新型コロナウイルス対策本部会議につきましても、同日付で廃止することが決定されました。

以上、執行部における5月8日以降の新型コロナウイルス感染防止対策につきましての説明とさせていただきます。

○村上英明委員長 次に本市議会での対

応についてです。お手元「新型コロナウイルス感染予防対策」の資料をご覧ください。

まず、本会議場について、「1マスク着用」は個人の判断、「2議場の常時開放による換気」は引き続き実施、「3手指消毒」は在庫がなくなるまで実施し、4から7の項目は実施しないことで考えております。

委員会室についても「1マスク着用」は個人の判断、「2手指消毒」は在庫がなくなるまで実施し、3から7までは実施しないことで考えております。なお、項目にはありませんが委員会室の換気については引き続き実施することを考えております。

これらの運用について、ご異議、ご質問はございませんでしょうか。

福住議長。

○福住礼子議長 委員会の質問の際、立つことになるのか、座ったままですか。

○村上英明委員長 委員会室での質疑につきましては、コロナ禍前と同様に立って質問を行う、立って答弁をもらうことにしていきたいと思っております。

福住議長。

○福住礼子議長 わかりました。ありがとうございます。

○村上英明委員長 ほかの委員は何かありますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○村上英明委員長 それではそのように決定いたします。

以上で本委員会を閉会します。

(午前10時18分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

議会運営委員長 村上英明

議会運営委員 塚本 崇